社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会　一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１　計画期間

令和６年２月１日から令和１１年１月３１日までの５年間

２　内容

目標１　令和７年３月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」〔就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること〕で取得できる制度など)。

＜対策＞

令和６年４月～　制度に関する調査を開始する。
　　衛生委員会において、拡充内容の精査・検討を実施する。
令和７年３月～　制度の導入、職員会議やグループウェア掲示板等による職員への周知。

目標２　年次有給休暇の取得日数を１人あたり平均年間１０日以上とする。

＜対策＞

令和６年４月～　年次有給休暇の取得状況を把握する。
　　衛生委員会において、目標日数の設定について検討・協議する。
令和６年４月～　管理職会議や職員会議で取得状況を公開し、積極的な取得を促進する。

目標３　社会福祉士相談援助実習やインターンシップの受け入れを行う。

＜対策＞

令和６年４月～　受け入れに必要な事柄等を調査する。
令和６年７月～　実習指導者講習会の受講。
令和７年４月～　受け入れ開始。